

○経済産業省令第八十二号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、冷凍保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

冷凍保安規則等の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の規定中「目視」を「目視等」に改める。

一 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）別表第一（第一項第一号を除く。）及び別表第二

二 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）別表第一（第一項第一号を除く。）及び別表第二

三 一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）別表第一（第一項第一号を除く。）、別表第二及び別表第三

四 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）別表第三（第一項第一号を除く。）及び別表第四

（冷凍保安規則の一部改正）

第二条 冷凍保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前
別表第一（第二十五条関係）		
1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合 一 第七条第一項 第一号の引火性 又は発火性の物	検査項目	1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合 一 第七条第一項 第一号の引火性 又は発火性の物
一 冷凍設備の圧縮機 、油分離器、凝縮器 及び受液器並びにこ	完成検査の方法	一 冷凍設備の圧縮機 、油分離器、凝縮器 及び受液器並びにこ
別表第一（第二十五条関係）		
1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合 一 第七条第一項 第一号の引火性 又は発火性の物	検査項目	1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合 一 第七条第一項 第一号の引火性 又は発火性の物
一 冷凍設備の圧縮機 、油分離器、凝縮器 及び受液器並びにこ	完成検査の方法	一 冷凍設備の圧縮機 、油分離器、凝縮器 及び受液器並びにこ

〔略〕	<p>2 二〇十九 〔略〕</p>	<p>のたい積の状況</p>
	<p>二〇十九 〔略〕</p>	<p>これらの間の配管（以下「高圧部」という。）の付近について、引火性又は発火性の物のたい積（作業に必要なものを除く。）の有無を<u>目視</u>又はこれに類する方法（以下この表及び別表第二において「<u>目視等</u>」という。）により検査する。</p>

〔略〕	<p>2 二〇十九 〔略〕</p>	<p>のたい積の状況</p>
	<p>二〇十九 〔略〕</p>	<p>これらの間の配管（以下「高圧部」という。）の付近について、引火性又は発火性の物のたい積（作業に必要なものを除く。）の有無を<u>目視</u>により検査する。</p>

<p>様式第43の2 (第62条の2関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1・2 [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>様式第43の2 (第62条の2関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1・2 [略]</p> <p><u>3</u> <u>〔 〕</u>内は、該当する一機関名を記載すればよい。</p>
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>	

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第三条 液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(協会等による調査の申請等)</p> <p>第八十七条 「略」</p> <p>2 3 4 「略」</p> <p>5 前項の申請において、第一項による完成検査に係る協会等が行う調査の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第一項に掲げる書類のうち共通の内容とするもの限り、当該書類を添えることを要しない。</p> <p>6・7 「略」</p> <p style="text-align: center;">(施設の追加)</p> <p>第九十条 「略」</p> <p>2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(協会等による調査の申請等)</p> <p>第八十七条 「略」</p> <p>2 3 4 「略」</p> <p>「新設」</p> <p>5・6 「略」</p> <p style="text-align: center;">(施設の追加)</p> <p>第九十条 「略」</p> <p>2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行</p>

うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、認定保安検査事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

別表第一（第三十六条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
------	---------

うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条及び第八十七条第四項から第六項までの規定を準用する。ただし、認定保安検査事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

別表第一（第三十六条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
------	---------

〔略〕	<p>1 製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第六条第一項 一 第一号の境界線及び警戒標</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>
	<p>一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表及び別表第二において「目視等」という。）により検査する。</p>	<p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p>
〔略〕	<p>1 製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第六条第一項 一 第一号の境界線及び警戒標</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>
	<p>一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する。</p>	<p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p>

<p>様式第50（第87条関係） [略]</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。 [削る]</p>	<p>様式第50（第87条関係） [略]</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。</p> <p><u>2</u> <u>申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（ ）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第四条 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		別表第一（第三十五条第一項関係）
1 製造設備が定置 式製造設備（コー ルド・エバポレー タ、圧縮天然ガス スタンド、液化天 然ガススタンド及	検査項目	完成検査の方法
改正前		別表第一（第三十五条第一項関係）
1 製造設備が定置 式製造設備（コー ルド・エバポレー タ、圧縮天然ガス スタンド、液化天 然ガススタンド及	検査項目	完成検査の方法

<p>2 8 「略」</p>	<p>び圧縮水素スタン ドを除く。)であ る製造施設の場合 一 第六条第一項 第一号の境界線 及び警戒標</p>
<p>「略」</p>	<p>一 事業所の境界線の 明示及び警戒標の掲 示の状況を目視又は これに類する方法(一 以下この表、別表第 二及び別表第三にお いて「目視等」とい う。)により検査す る。</p>

<p>2 8 「略」</p>	<p>び圧縮水素スタン ドを除く。)であ る製造施設の場合 一 第六条第一項 第一号の境界線 及び警戒標</p>
<p>「略」</p>	<p>一 事業所の境界線の 明示及び警戒標の掲 示の状況を目視によ り検査する。</p>

[盗]

様式第14 (第31条、第32条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

[削る]

3 [略]

様式第51 (第89条関係)

[略]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A

4 とすること。

[削る]

[盗]

様式第14 (第31条、第32条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 () 内は該当する一機関名を記

載すればよい。

4 [略]

様式第51 (第89条関係)

[略]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A

4 とすること。

2 申請者が特定認定保安検査実施事

業者の場合は、認定の有効期間の欄

	<p style="text-align: center;"> <u>における（ ）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。</u> </p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第五条 コンビナート等保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>別表第三（第十九条関係）</p>	<p>別表第三（第十九条関係）</p>

<p>検査項目</p>	<p>1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合</p> <p>一 第五条第一項第一号の境界線及び警戒標</p>
<p>完成検査の方法</p>	<p>一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（</p>

<p>検査項目</p>	<p>1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合</p> <p>一 第五条第一項第一号の境界線及び警戒標</p>
<p>完成検査の方法</p>	<p>一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する。</p>

<p>二〇七十四 」 2 9</p>	<p>以下この表及び別表 第四において「目視 等」という。）によ り検査する。</p>
<p>〔略〕</p>	<p>二〇七十四 」 2 9</p>

様式第30 (第44条関係)

〔略〕

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A
4 とすること。

〔削る〕

<p>二〇七十四 」 2 9</p>	<p>二〇七十四 」 2 9</p>
<p>〔略〕</p>	<p>二〇七十四 」 2 9</p>

様式第30 (第44条関係)

〔略〕

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A
4 とすること。

2 申請者が特定認定保安検査実施事

	<p><u>業者の場合は、認定の有効期間の欄</u> <u>における（ ）内に、特定認定保安検</u> <u>査実施事業者の認定の有効期間を記</u> <u>載すること。</u></p>
備考	<p>表中の「」の記載は注記である。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。